

# 三石台区自治会表彰規程

三石台区自治会

(趣旨)

#### 第1条

この規程は、三石台の住民（三石台において功績のあった者を含む）及び住民を構成員として活動する団体の表彰について必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

#### 第2条

表彰の基準は、別表に掲げる行為種別・内容及び基準年数による。

(推薦の方法)

#### 第3条

被表彰者の推薦は、三石台区自治会区役員及び各自治会長が、事業内容の情報収集及び確認をし、前条基準に該当すると認められる住民及び団体を表彰推薦書（別紙様式）により区長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

#### 第4条

区長は、前条の規定による推薦に基づき、区自治会顧問及び顧問が召集する委員に審査を依頼することができる。

2. 前条推薦書及び前条審査結果に基づき、区長は自治会長会議に提案し、表彰の適否を決定する。

(表彰)

#### 第5条

表彰は、区長が表彰状（感謝状）を授与することにより行なう。

2. 前項の表彰状に添えて、事業内容を勘案し記念品（2万円を超えない範囲）を贈呈することができる。

(表彰の実施)

#### 第6条

表彰は、原則定時総会の場で行なうものとするが、行為種別により随時することを妨げない。

(事務)

#### 第7条

この規定による表彰に関する事務は、区自治会の書記が担当するものとする。

(その他)

#### 第8条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規定は、平成19年4月7日から施行する。

別表（第 2 条関係）

NO	行為種別	内 容	基準年数
1	人命救助	水難防止その他事故防止行為、事故の危険を顧みず人の生命、身体の安全確保に尽くした行為	
2	事故、災害の防止 復旧	水害・火災・交通事故その他の災害防止、復旧に尽くした行為	
3	防犯	犯罪の予防と捜査、犯人次逮捕に努め、または協力した行為	
4	青少年の指導育成	青少年の善導、非行防止等その指導育成が特に顕著であった効果があった行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
5	環境美化	清掃美化、その他環境美化に尽くしている行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
6	保険衛生	保険衛生思想の高揚に尽くしている行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
7	公德心及び道義の高揚	公德心の実践普及及び道義の高揚に著しく尽くしている行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
8	個人生活の徳行	個人生活の徳行が近隣の人々から賞賛され、人々の模範となっている行為	10 年程度
9	社会福祉への貢献	社会福祉の増進に貢献的に尽くしている行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
10	隣人愛	隣人、友人等特定の人に対する援助徳行	10 年程度
11	体育、スポーツ及び文化の振興	体育、スポーツ及び文化レベルの向上と振興に尽くした行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
12	寄附	区自治会に対し、多額の金品の寄附をする行為	
13	ボランティア活動	ボランティア活動を実践し、人々から賞賛され人々の模範となっている行為	個人 10 年程度 団体 15 年程度
14	その他	以上の内容に準ずる顕著な行為	
<p><b>【備考】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>人命救助及び犯人逮捕等人命に関わる行為等は、過去 1 年以内の行為を対象とする。</li> <li>個人表彰にあっては、その行為期間が基準年数を満たしていなくても、事績の規模、密度、困難性、成果を勘案して推薦できるものとする。</li> </ol>			

様式(第3条関係)

## 表 彰 推 薦 書

平成 年 月 日

三石台区自治会  
区 長 殿

推 薦 者  
住 所

自治会名

職・氏 名

印

下記のとおり、三石台区自治会表彰規程第2条に該当すると認められますので、同規程第3条により推薦します。

### 記

1. 被推薦者の住所及び氏名
2. 行為期日又は行為継続期間  
平成 年 月 日  
平成 年 月 日から平成 年 月 日・現在まで
3. 行為及び事績内容 (注：詳細に記述すること)

以 上